

炎の祭典

第53回 土岐市織部まつり

期日 8月2日(土) 会場 土岐川周辺

例年、土岐市の夏の風物詩としてにぎわう「炎の祭典 土岐市織部まつり」が今年も8月2日(土)に開催されます。約100基の野焼き窯から燃え上がる炎と夜空を彩る花火との共演は、土岐市織部まつりならではの幻想的な光景となります。ぜひお出掛けください。

なお、当日は、会場一帯で交通規制が行われますので、ご協力ください。

イベントスケジュール

野焼き窯の火入れ

17時30分(窯出しは翌朝)

土岐踊り、鳴子踊り

19時(中央通り)

花火大会

19時40分

グランドフィナーレ

21時(中央通り)

協賛イベントとして「祇園まつり」を駅前周辺で実施します。

当日荒天の場合は、4日(月)に順延となります。

詳しくは、土岐商工会議所

(☎54 1131)または商工観

光課内線232へお問い合わせ。

後期高齢者(長寿)医療制度のお知らせ

平成20年度の後期高齢者医療保険料が決定しました

平成19年所得の確定により平成20年度の保険料が決まりました。

そこで、4月末までに後期高齢者医療制度の被保険者になられた方に対して、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。保険料や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

なお、後期高齢者医療制度加入の前日まで被用者保険(国保、国保組合以外の医療保険)の被扶養者であった方は、加入されてから2年間保険料が軽減されます。4月から保険料を年金天引きされた方のうち、上記に該当する方は、市民課保険年金係まで申し出てください。

8月から「窓口での自己負担割合」が変更になる方へ

現在、医療機関の窓口で医療費の1割または3割の自己負担をいただいておりますが、平成20年度市民税の決定により、8月1日から窓口での自己負担割合が変更になる場合があります。

窓口での自己負担割合が変更になる方には、7月中旬に負担割合変更の案内が送付されますので、ご確認の上、市民課保険年金係または各支所で、現在お使いの被保険者証と新しい被保険者証を交換してください。

詳しくは、市民課保険年金係(内線136)へどうぞ。

8月1日からの窓口での自己負担割合

市民税課税所得 (同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、課税所得が最上位の方の額)	収入金額		窓口での自己負担割合
	同一世帯の後期高齢者医療被保険者すべての収入金額を合計した額		
145万円以上	被保険者が1人の場合	383万円以上	3割 ※1
		383万円未満	3割 ※2
	被保険者が2人以上の場合	520万円以上	1割
		520万円未満	3割
145万円未満			1割

※1 同一世帯に70歳以上75歳未満の方がいる場合、その方との収入金額の合計した額が520万円未満
 ※2 自己負担限度額「一般」適用

減額認定の対象となる方は申請してください

市民税非課税世帯の方は、入院されたときに「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、食事代などの負担額が低くなります。

平成20年度市民税額の決定により、8月から減額認定の対象となる方に、7月中旬に申請書を送付しますので、市民課保険年金係または各支所へ申請書を提出してください。